

公益社団法人日本都市計画学会寄附金等取扱規程

平成28年3月17日制定
令和2年3月13日最終改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）定款（以下「定款」という。）第35条第4項の規定に基づき、本学会が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 本学会が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- ① 一般寄附金 本学会の会員又は本学会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ② 特定寄附金 本学会の会員又は本学会の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 本学会は常時、寄附金を募ることができる。
- 4 寄附金の申し込みについては、寄附申込書（別記様式1）によるものとする。

(一般寄附金の使途)

第3条 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、寄附金総額の30%以上を限度として、本学会の法人会計に充てることができる。

(特定寄附金の募集方法及び使途)

- 第4条 特定寄附金を募集するときは、募集の趣旨又は目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。
- 2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。
 - 3 特定寄附金を募集する時は、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
 - 4 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(特定寄附金の募金に係る結果の報告)

- 第5条 本学会は、特定寄附金の募金期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
- 2 本学会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金の使途)

- 第6条 本学会は、特別寄附金を受領する場合、受領に際して寄附申込書にて寄附者の資金使途等の意思を確認するものとする。
- 2 前項の寄附金について寄附者から資金使途又は寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

(受領の制限)

第7条 寄附金が次の各号に該当する場合又はその恐れがある場合には、理事会の承認を得て当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、本学会が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、本学会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本学会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(受領書等の送付)

第8条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び特定寄附金にあつては第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本学会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。
- 3 特定別寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。
- 4 前項の受領書には、資金使途、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第9条 本学会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める公益社団法人日本都市計画学会個人情報管理規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(規程の改正等)

第11条 この規程は、専務理事が改正案を作成し、理事会の承認を経て改正することができる。

- 2 この規程の施行に関し、必要な事項の細目は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月17日理事会議決)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月13日理事会議決)